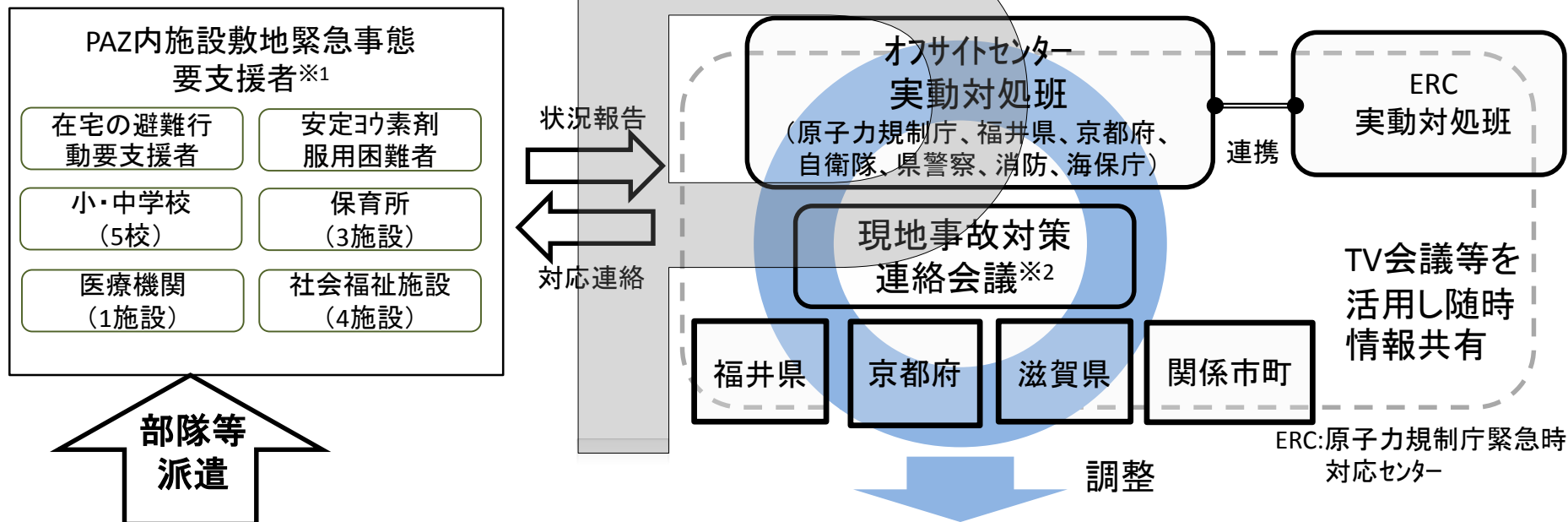


➤ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
 → 不測の事態における福井県、京都府、滋賀県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海保庁、**自衛隊**)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



<警察>
 福井県警察
 京都府警察
 滋賀県警察
 中部管区警察局
 等

<消防>
 若狭消防組合
 舞鶴市消防本部
 その他関係市町管轄消防機関

<海保庁>
 敦賀海上保安部
 舞鶴海上保安部
 第八管区海上保安本部

<自衛隊>
 陸上自衛隊中部方面総監部
 海上自衛隊舞鶴地方総監部
 航空自衛隊航空総隊司令部
 等

※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係府県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、**自衛隊**)による各種支援を必要に応じて実施(放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用)。

